

<対策のポイント>
中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**します。

<事業目標>
耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止〔令和 7 年度から令和11年度まで〕

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 中山間地域等直接支払交付金 27,560百万円（前年度 27,560百万円）

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、**農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付**します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500

田：急傾斜
(傾斜：1/20)

畑：急傾斜
(傾斜：15度)

21,000円/10a

11,500円/10a

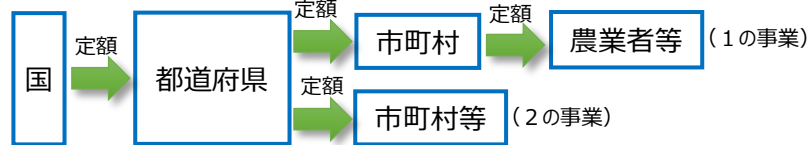
「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の 8 割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画※ 1 の作成」を行う場合は交付単価の 10 割を交付（体制整備単価）

※ 1 複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 900百万円（前年度 900百万円）

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



- 【対象地域】中山間地域等
（地域振興 8 法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）
- 【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地
- 【対 象 者】集落協定又は個別協定に基づき 5 年以上継続して耕作を行う農業者等
- 【集落協定等に基づく活動】
- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
 - ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）※ 2	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕 棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	10,000円（田・畑） 14,000円（田・畑）
超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円（田・畑）
ネットワーク化加算 【上限額：100万円/年】 ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援	10,000円(最大※ 3) (地目にかかわらず)
スマート農業加算 【上限額：200万円/年】 スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	5,000円 (地目にかかわらず)

※ 2 第 5 期対策（R2～R6）で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

※ 3 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動
（～ 5 ha部分）10,000円／10a、（5 ha～10ha部分）4,000円／10a、（10～40ha部分）1,000円／10a
（注）本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-3501-8359）